

■これまでの経過

- ・ 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、安心して保育所等に通うこどもを預けられるような環境を整備していく必要がある
- ・ これまでも、児童養護施設等については、職員による虐待等の発見時の通告義務等の仕組みがあったが、保育所等においても同様の仕組みを設ける必要がある
- ・ よって、保育所等の職員による虐待に関する通告義務等を創設するため、児童福祉法等の一部が令和7年4月に改正され、令和7年10月に施行された

■児童福祉法等の改正内容

本改正により、児童福祉法が定める通告義務等の対象に、保育所や放課後児童健全育成事業等が追加され、これまでの児童養護施設等の職員による虐待における場合と同様、次の規定が設けられた。

- 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
- 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- 都道府県による虐待の状況等の公表
- 国による調査研究等

本市放課後児童健全育成事業においても

- ・ 職員に虐待を受けたと思われる児童を**発見した者の通告義務**
- ・ 本市による**事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置**
- ・ 上記措置に対する**大阪市児童福祉審議会等による意見具申**

を行うこととなった

保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について

■令和7年度の取組

- ・10月の法施行に先立ち、いきいき運営管理事業者や放課後児童クラブ（留守家庭児童対策事業）に国が発出した「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を共有
- ・あわせて、通告が義務化されたこと、そもそも虐待はあってはならないことを周知
- ・大阪市児童福祉審議会の部会として、新たに「放課後事業等通告事例専門部会」を設置

■放課後事業等通告事例専門部会について

設置目的

大阪市における児童虐待の再発防止等を目的として、児童福祉法第33条の15に基づき、放課後児童健全育成事業等の職員による事業を利用する児童への虐待に関する通告について、本市が講じた措置等にかかる報告に対し、意見を述べる

対象事業等

放課後児童健全育成事業、児童育成支援拠点事業、児童館

部会委員

石田 文三（弁護士）
垣内 陽子（認定NPO法人児童虐待防止協会 専門員）
谷坂 昇（もと姫路大学教育学部 特任教授） ※五十音順

第1回会議について

令和8年1月29日（木） 開催

※本部会については、審議会等の設置及び運営に関する指針第7の1の（1）アに基づき、非公開



▶ 今後は、年2回程度部会を開催し、そこでの意見を踏まえながら児童虐待根絶に向けた取組を進めていく